平成28年労第565号

主文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社(以下「事業場」という。)に雇用され、遺跡等を調査する調査研究員として就労していた。

請求人によると、平成〇年〇月後半から忙しい状態が続き、平成〇年〇月には月100時間を超える時間外労働、同年〇月は93時間の時間外労働を行った上、3週間連続で休日出勤し、その後、上司・先輩から指導の名目で、「返事が遅い」、「返事が馬鹿にしている」などと、執拗な嫌がらせ・パワーハラスメント(以下「パワハラ」という。)を受け続け、また、管理職からは食物アレルギーを引き起こす可能性のある食べ物を食べるよう強要されたこと等が重なり、体調を崩したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C医院に受診し、「心身症、うつ状態」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、 監督署長に対して休業補償給付を請求したところ、監督署長は、業務に関連して 発病する可能性のある精神障害を発病しているとは認められないとして、これを 支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人が精神障害を発病していたか否か、また、発病していたとすると当該精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1) 地方労災医員協議会精神障害等専門部会(以下「専門部会」という。) は、平 成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の精神障害の発病の有無について、 要旨、「D医師は、平成○年○月○日付け意見書で、請求人を『心身症、うつ 状態(ICD-10診断ガイドライン F45、F32)』と診断しているが、 当該医療機関の診療録には、『F32 うつ病エピソード』の診断基準を満た す症状の記載はない。また、初診日に請求人が記入したPRIME-MD P HQ-9の回答のうち、『物事に対してほとんど興味がない、または楽しめな い』の回答は『殆ど毎日』であるのに対して、『新聞を読む、またはテレビを 見ることなどに集中することが難しい』には『全くない』と回答しており、明 らかに矛盾している。さらには、同僚の聴取書にみられる平成○年○月○日の 懇親会、同年○月○日の宴会における請求人の言動や様子は『うつ病エピソー ド』にり患した人のものと矛盾していることから、請求人が『うつ病エピソー ド』を発病していなかったことが分かる。一方、D医師は、請求人を心身症と も診断して、ICD-10の『F45 身体表現性障害』を当てはめているが、 身体表現性障害の臨床において、通常、患者は心理的原因の可能性について話 し合おうとすることに抵抗するとされるところ、当該医療機関の診療録によれ ば、請求人は、症状の原因として自ら会社での業務を挙げており、請求人を『身

体表現性障害』とするのも当たらない。さらに、『心身症』との診断についても、請求人が訴えた症状は、周囲から観察された請求人の言動からも否定されるところ、請求人の訴えた症状を客観的に確認する等詳しく調べ、必要な心理検査を含めて検討していないことから、同疾病であるとの診断も妥当なものではない。」とし、結局、請求人には業務に関連して発病する可能性のある精神障害は発病していないと判断している。

当審査会としても、本件の一件記録を精査したが、専門部会の前記意見は明解であるところ、当該意見について医学的に妥当性を欠くとみるべき事情は認められないことから、専門部会の前記意見は妥当であって、請求人は業務に関連して発病する可能性のある精神障害を発病していたものとは認められないと判断する。

なお、請求人及び再審査請求代理人(両者を併せて以下「請求人ら」という。)は、専門部会が、請求人の言葉に丁寧に耳を傾けることなく、また、請求人を診ることもなく、D医師の診断、診療を全否定したと主張し、追加提出した平成〇年〇月〇日付け意見書においても、専門部会意見書の瑕疵について縷々主張するが、専門部会意見書は、複数の精神科専門医で構成される専門部会において、請求人の主訴、症状経過、関係者の申述、主治医意見等を踏まえ、慎重な合議の上で結論付けられたものであり、客観的な裏付けのある合理的な見解として、十分に是認し得るものであるところ、医学的な裏付けを伴わない請求人らの主張は採用することができない。

そうすると、請求人には、業務に関連して発病する可能性のある精神障害は 発病していないもので、その他請求人らが主張する症状が業務上の事由による ものとの事情も認められないことから、当審査会としても、本件請求について は、業務上の事由による療養のため休業の必要があったものと認めることはで きないと判断する。

(2) なお、請求人らは、請求人の精神障害発病を強く主張していることから、当審査会としても、請求人がC医院に受診した平成〇年〇月〇日以前の請求人の業務に係る出来事について、請求人らの主張を含め一件記録を精査し、決定書より引用する「判断の要件」(決定書別紙)により検討したが、決定書理由に説示するとおり、請求人らの主張する出来事の業務による心理的負荷の総合評価は、「上司とのトラブル」があったとして評価するものを含め、いずれも「弱」

であって、その全体評価は「強」には至らないものと判断する。

また、請求人らは、事業場や労働基準監督署が多数の違法行為を行っている 等縷々主張するが、上記判断を左右するものではなく、また、事業場の元上司 等事業場関係者からの聴取を無批判に採用し事実認定している旨主張するが、 事業場関係者からの聴取内容について、これらを事実に反するとみるべき事情 や証拠は認められないことから、請求人らの主張を採用することはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が、請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。